

みなかみ町路線バス運賃助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バスの利用促進を図ることを目的として、路線バスの利用者に対し、予算の範囲内で路線バス運賃の一部を助成することにより、町民の社会参加を促進するとともに町民にとって必要不可欠な生活バス路線の維持確保に資するために実施するみなかみ町路線バス運賃助成事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 事業の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、町内に住所を有する者とする。

(助成対象路線)

第3条 事業による助成の対象となる路線（以下「助成対象路線」という。）は、利根沼田地区において運行されている路線とし、当該路線は町長が別に定めるものとする。

(助成申請等)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、IC乗車券みなかみ町民割引利用申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を、助成対象路線を運行する路線バス事業者（以下「事業者」という。）に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、みなかみ町民割引乗車登録証（以下「登録証」という。）を発行し、当該申請者に交付するものとする。

(利用方法)

第5条 助成対象路線に係る路線バス（以下「助成路線バス」という。）を利用しようとする者は、運賃支払いの際に登録証及び事業者が指定する交通系ICカードを助成路線バスの運転手に提示するものとする。

(助成額)

第6条 町長は、登録証の交付を受けた者（以下「助成決定者」という。）が助成路線バスを利用した場合において、当該助成路線バス運賃の2分の1の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を助成するものとする。

(助成の請求及び支払)

第7条 町長は、助成決定者が助成路線バスを利用したときは、前条に規定する助成額を助成路線バス運賃として、助成決定者に代わり事業者を支払うものとし、これにより当該助成決定者に対し助成路線バス運賃の助成を行ったものとみなす。

2 前項に規定する支払は、事業者からの請求により行うものとする。

3 事業者は、第1項に規定する町長が助成決定者に代わり事業者を支払うべき額を3か月ごとに集計し、翌月20日までに請求書に実績報告書を添えて町長に請求するものとする。

4 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに事業者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成の取消し)

第8条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により助成を受けたとき。

(2) 助成対象者の要件に該当しなくなったとき。

(助成額の返還)

第9条 町長は、前条の規定により助成を取り消したときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(利用人数の報告)

第10条 事業者は、助成路線バスを利用した人数を毎月末日に集計し、町長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。